

(仮称)仙台市教育構想2026の策定に向けたこどもの意見聴取		
法的根拠	こども基本法 第11条 … 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。	
目的	主に学校教育に関する施策の対象である児童生徒の意見を聴取し、次期教育構想の検討に反映させていくこと	
聴取方法	「こどもいけん広場」を活用したWEBアンケート	児童生徒による意見交換会（グループワーク形式）
対象者	①・②両方を満たすこども ① 小学校1年生～18歳 ② 市内に住んでいる または 市内の学校に通っている	市内の小学校(2校)、中学校(3校)から選ばれた児童生徒(各校2名ずつ計10名)
実施時期	8月15日(金)～9月5日(金)	8月19日(火)
テーマ	① みんなのちがいを理解してよりよく暮らしていくために必要なことは何か ② 将来のために学びたいことや、身に付けたいことは何か	